

環境影響評価指針の 一部改正について (概要版)

1 環境影響評価指針の構成（抜粋）

目次	内容
第3	計画段階配慮事項の選定等に関する指針
第4	位置等に関する複数案の設定
第5	計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握
第6	計画段階配慮事項の選定
第7	計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法
第8	計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法
第9	計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法
第10	計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法
第11	配慮書に係る意見の聴取に係る指針
第12	配慮書に係る意見の聴取の方法等
第13	配慮書の公告及び縦覧等

建替配慮書の規定を後段に創設

2 記載事項対照表（案）

目次	従来の配慮書	建替配慮書
計画段階 配慮事項 の選定等 に関する 指針	●指針は第4～第10までに規定	●新たに規定
位置等に関する複数案の設定	●原則として、位置、規模等の複数案を設定	●複数案の設定は不要
計画段階 配慮事項 の検討に係る事業 特性及び 地域特性 の把握	●事業特性・地域特性を把握 ●地域特性は文献で収集	●既存・新設工作物の差異を把握 ●既存事業の調査結果等を整理 ●不足時は文献で収集

建替のため、位置等が明確

建替前後の差異、既存工作物の環境影響を整理

新たな土地で実施することから、周辺情報を幅広く情報収集

2 記載事項対照表（案）

目次	従来の配慮書	建替配慮書
計画段階 配慮事項 の選定	●事業特性・地域特性から、重大な影響のおそれがある環境要素（大気質、水質、動植物等）を選定	●既存・新設工作物の差異から、影響のおそれがある環境要素（大気質、水質、動植物等）を選定
計画段階 配慮事項 の検討に 係る調査、 予測及び 評価の手 法	●調査、予測及び評価手法の選定に当たり、環境要素ごとの留意事項を規定	●調査、予測及び評価手法の選定に当たり、環境要素ごとの留意事項を規定
計画段階 配慮事項 の検討に 係る調査 の手法	●文献で収集（基本）	●既存工作物による環境影響を事後調査・環境監視等から収集 ●文献で収集（必要な情報が得られない場合）

既存工作物の影響が現に生じているため、新旧工作物の差異から選定

同左

2 記載事項対照表（案）

目次	従来の配慮書	建替配慮書	
計画段階 配慮事項 の検討に 係る予測 の手法	●環境の変化・負荷量を可能な限り定量的に把握（困難な場合は定性的に把握）	●環境の変化・負荷量を可能な限り定量的に把握（困難な場合は定性的に把握） ●既存の環境影響を踏まえ、環境配慮の方針を検討 ●建替前後の影響を比較	同左 建替事業であることを踏まえた予測手法の追加
計画段階 配慮事項 の検討に 係る評価 の手法	●複数案の環境影響を比較（原則） ●環境影響が実行可能な範囲で回避・低減されているかを評価（単独案の場合） ●国等の基準・目標があれば整合性を検討	●環境影響が実行可能な範囲で回避・低減されているかを評価 ●国等の基準・目標があれば整合性を検討	複数案の設定がないため、従来の配慮書の単独案の場合の評価と同じ

< 参考 >

建替事業の要件の設定について（中間取りまとめ） （愛知県環境審議会総合政策部会）

	①事業種	②距離	③規模の比
法の対象事業	火力発電事業	発電所敷地から 300m以内	出力：2.0以下
	風力発電事業	風車設置位置から 300m以内	出力：1.1以下
	地熱発電事業	発電設備敷地から 300m以内	出力：1.3以下
条例独自の対象事業	ごみ処理施設 （焼却施設）	既存施設の敷地から 100m以内	処理能力：1.1以下
	し尿処理施設	既存施設の敷地から 100m以内	処理能力：1.1以下
	産業廃棄物 焼却施設	既存施設の敷地から 100m以内	処理能力：1.1以下

<今後のスケジュール>（案）

